

## 第10回 健やか親子21推進協議会総会 議事次第

平成23年2月25日(金) 14:00~16:00  
厚生労働省 低層棟2階講堂

### 1 開 会

### 2 議 題

- (1) 新規参加団体の紹介
- (2) 健やか親子21推進協議会の活動報告
- (3) 健やか親子21関係機関の活動報告
- (4) 意見交換
- (5) 役員を選任
- (6) その他

### 3 閉 会

#### <配布資料>

- 資料1 健やか親子21推進協議会参加団体一覧
- 資料2 健やか親子21推進協議会新規参加団体提供資料
- ① 日本カウンセリング・ピアエデュケーション研究会
  - ② 日本育療学会
  - ③ 全国訪問看護事業協会
- 資料3 健やか親子21推進協議会幹事団体からの活動報告資料
- ① 健やか親子21課題1幹事会
  - ② 健やか親子21課題2幹事会
  - ③ 健やか親子21課題3幹事会
  - ④ 健やか親子21課題4幹事会
- 資料4 健やか親子21関係機関からの提供資料
- ① 文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課家庭教育支援室
  - ② 独立行政法人国立成育医療研究センター
  - ③ 国立保健医療科学院
- 資料5 健やか親子21推進協議会規約
- 資料6 議事要旨
- 資料7 健やか親子21推進協議会取組の方向性
- 冊子 「健やか親子21」関連資料(母子保健レポート2010)
- 封筒 健やか親子21推進協議会参加団体、関係機関提供資料

## 健やか親子21推進協議会参加団体(課題每一覧)

●幹事団体

|                            | 課題1 | 課題2 | 課題3 | 課題4 |                              | 課題1 | 課題2 | 課題3 | 課題4 |
|----------------------------|-----|-----|-----|-----|------------------------------|-----|-----|-----|-----|
| 1 (NPO)SIDS(乳幼児突然死症候群)家族の会 |     |     | ○   |     | 46 (社団)日本薬剤師会                | ○   | ○   |     | ○   |
| 2 (社福)恩賜財団母子愛育会            | ○   | ○   | ○   | ○   | 47 (社団)日本理学療法士協会             |     |     | ○   | ○   |
| 3 (財)家庭保健生活指導センター          |     |     |     | ○   | 48 (財)母子衛生研究会                | ○   | ○   | ●   | ○   |
| 4 (社団)国民健康保険中央会            |     |     |     | ○   | 49 (社団)母子保健推進会議              | ○   | ○   |     | ○   |
| 5 子どもの心・体と環境を考える会          | ○   |     | ○   | ○   | 50 (社団)母子用品指導協会              |     |     |     | ○   |
| 6 (NPO)児童虐待防止協会            |     |     |     | ●   | 51 有限責任中間法人日本小児歯科学会          |     |     | ○   | ○   |
| 7 (財)性の健康医学財団              | ○   | ○   |     |     | 52 日本小児総合医療施設協議会             |     |     | ●   |     |
| 8 全国児童相談所長会                |     |     |     | ●   | 53 有限責任中間法人 日本周産期・新生児医学会     | ○   | ●   | ○   | ○   |
| 9 全国児童心理司会                 |     |     |     | ○   | 54 日本学校保健学会                  | ○   |     |     |     |
| 10 (NPO)全国市町村保健活動協議会       |     |     |     | ○   | 55 日本小児神経学会                  |     |     | ○   |     |
| 11 (社福)全国社会福祉協議会           |     |     |     | ○   | 56 (財)日本食生活協会                |     |     | ○   | ○   |
| 12 全国情緒障害児短期治療施設協議会        | ○   |     |     | ○   | 57 全国病児保育協議会                 |     |     | ○   | ○   |
| 13 全国助産師教育協議会              | ○   | ○   |     | ○   | 58 性と健康を考える女性専門家の会           | ○   | ○   |     |     |
| 14 (社団)全国ベビーシッター協会         |     |     |     | ○   | 59 日本外来小児科学会                 | ○   |     | ○   | ○   |
| 15 全国保健所長会                 | ○   |     | ●   | ○   | 60 日本糖尿病・妊娠学会                | ○   | ○   | ○   |     |
| 16 (社団)全国保健センター連合会         | ○   | ○   |     | ●   | 61 日本母乳哺育学会                  |     | ○   |     | ○   |
| 17 全国保健師長会                 | ○   | ○   | ○   | ●   | 62 (社団)日本女医会                 | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 18 全国養護教諭連絡協議会             | ●   |     |     |     | 63 日本産業衛生学会                  |     | ○   |     |     |
| 19 (NPO)難病のこども支援全国ネットワーク   |     |     | ●   | ○   | 64 (NPO)日本小児循環器学会            |     |     | ○   |     |
| 20 (社団)日本医師会               | ○   | ○   | ○   | ○   | 65 (社団)日本泌尿器科学会              | ●   | ○   |     |     |
| 21 (社団)日本栄養士会              |     |     |     | ○   | 66 日本臨床心理士会                  | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 22 (社団)日本家族計画協会            | ●   | ○   |     | ○   | 67 全国母子保健推進員連絡協議会            |     |     |     | ○   |
| 23 (財)日本学校保健会              | ●   |     |     | ○   | 68 (財)児童健全育成推進財団             |     |     |     | ○   |
| 24 (社団)日本看護協会              | ○   | ○   | ●   | ○   | 69 (財)日本性教育協会                | ○   |     |     |     |
| 25 日本公衆衛生学会                | ○   |     | ○   | ○   | 70 すくすく子育て研究会                |     |     |     | ○   |
| 26 (社団)日本産科婦人科学会           | ○   | ●   |     | ○   | 71 (財)こども未来財団                |     |     |     | ○   |
| 27 (社団)日本歯科医師会             |     |     | ○   |     | 72 健康日本21推進フォーラム             | ○   | ○   | ○   | ○   |
| 28 日本思春期学会                 | ●   |     |     |     | 73 (財)母子健康協会                 |     |     | ○   | ○   |
| 29 日本児童青年精神医学会             | ●   |     |     | ○   | 74 日本生殖看護学会                  |     | ○   |     |     |
| 30 (社団)日本小児科医学会            | ○   |     | ●   | ○   | 75 日本乳幼児精神保健研修研究会FOUR WINDS  |     | ○   |     | ○   |
| 31 (社団)日本小児科学会             | ○   |     | ●   | ○   | 76 (財)健康・体づくり事業財団            | ○   |     |     |     |
| 32 日本小児看護学会                | ○   |     | ●   | ○   | 77 U-COM (JFPA若者委員会)         | ○   |     |     |     |
| 33 日本小児救急医学会               |     |     | ○   | ○   | 78 日本SIDS学会                  |     |     | ○   |     |
| 34 (社団)日本小児保健協会            | ○   | ○   | ○   | ●   | 79 日本未熟児新生児学会                |     | ○   | ○   | ○   |
| 35 日本助産学会                  | ●   | ○   |     |     | 80 財団法人 児童育成協会               |     | ○   |     |     |
| 36 (社団)日本助産師会              | ○   | ●   |     | ○   | 81 全国乳児福祉協議会                 |     |     | ○   | ○   |
| 37 日本性感染症学会                | ○   | ○   |     |     | 82 全国児童養護施設協議会               |     |     |     | ○   |
| 38 日本赤十字社                  | ○   | ○   | ○   | ○   | 83 全国母子生活支援施設協議会             |     |     |     | ○   |
| 39 日本タッチケア研究会              |     |     |     | ○   | 84 全国保育協議会                   |     |     |     | ○   |
| 40 日本保育園保健協議会              |     |     | ○   | ○   | 85 全国保育士会                    |     |     |     | ○   |
| 41 (社福)日本保育協会              |     |     |     | ○   | 86 日本ピアカウンセリング・ピアエデュケーション研究会 | ○   |     |     |     |
| 42 (財)日本母子衛生助成会            | ○   |     |     |     | 87 日本育療学会                    |     |     | ○   |     |
| 43 日本母性衛生学会                | ○   | ○   |     |     | 88 全国訪問看護事業協会                |     |     | ○   |     |
| 44 (社団)日本産婦人科医会            |     | ●   |     |     |                              |     |     |     |     |
| 45 日本母乳の会                  |     | ●   |     | ○   |                              |     |     |     |     |
|                            |     |     |     |     | 取り組み団体数計                     | 43  | 33  | 37  | 61  |

## 日本ピアカウンセリング・ピアエデュケーション研究会

Japan Peer Counseling and Peer Education Association (JPCAEA)

- ① ピアカウンセリング  
ピアエデュケーションとは
- ② 会の活動・組織
- ③ 会則及び入会
- ④ 資格・認定
- ⑤ 研修会・勉強会等  
教材情報
- ⑥ 関連リンク
- ⑦ 会員ページ
- ⑧ 電子メール
- ⑨ ニュース



このホームページは、ヘルスプロモーションの理念をふまえた健康教育手法であるピアカウンセリング・ピアエデュケーションの実践の普及と定着ならびに研究を目的とし情報を公開します。

NEW ■ 養成講座を修了した養成研修生からのコメント

## 日本ピアカウンセリング・ピアエデュケーション研究会 目的と事業内容

【発足】 2005年5月15日

### 【目的】

ヘルスプロモーションの理念をふまえた健康教育手法であるピアカウンセリング、ピアエデュケーションの実践の定着・普及と研究を推進する。

### 【事業内容】

1. 本会の目的を達成するために必要な教育・研修
2. 実践のためのスーパーバイズ(ピアカウンセラー養成者(指導者)及び先輩ピアカウンセラーの派遣含む)
3. 普及のためのコンサルテーション(ピアカウンセラー養成者(指導者)及び先輩ピアカウンセラーの派遣含む)
4. 会員の情報交換

日本ピアカウンセリング・ピアエデュケーション研究会  
組織図

代表(会長)

役員会

代表(会長) 1名  
副代表(副会長) 1名  
理事 各部門2~3名  
監事 2名

ピアカウンセラー(ピアエデュケーター)養成者(指導者)部門

ピアカウンセラー(ピアエデュケーター)部門

ピアカウンセリング(ピアエデュケーション)コーディネーター部門

子育てピア支援者部門

都道府県別会員数

|     | 養成者 | コーディネーター |     | 養成者 | コーディネーター |
|-----|-----|----------|-----|-----|----------|
| 北海道 | 7   | 1        | 岩手  | 2   |          |
| 青森  | 1   |          | 愛知  | 1   |          |
| 岩手  | 2   |          | 京都  |     | 1        |
| 宮城  | 3   | 1        | 大阪  | 1   |          |
| 秋田  | 2   |          | 兵庫  | 2   |          |
| 山形  | 2   |          | 奈良  | 4   |          |
| 福島  | 2   | 1        | 鳥取  | 2   |          |
| 茨城  | 4   |          | 岡山  | 3   |          |
| 栃木  | 3   |          | 広島  | 1   |          |
| 群馬  | 4   |          | 徳島  | 1   |          |
| 埼玉  | 1   |          | 香川  | 3   |          |
| 千葉  | 1   | 2        | 愛媛  | 1   |          |
| 東京  | 4   |          | 高知  | 2   |          |
| 神奈川 | 1   | 2        | 福岡  | 3   |          |
| 新潟  | 1   |          | 佐賀  | 1   |          |
| 富山  | 1   |          | 熊本  | 2   |          |
| 福井  | 1   |          | 鹿児島 | 1   |          |
| 長野  | 5   | 1        | 沖縄  | 3   |          |
| 岐阜  | 2   |          | 合計  | 80  | 9        |

表3. 平成20年度・平成21年度恩賜期ピアカウンセラー養成数

| No | 都道府県<br>(実施自治<br>体) | 平成20年度養成人数 |     |     | 平成21年度養成人数 |     |     |
|----|---------------------|------------|-----|-----|------------|-----|-----|
|    |                     | 男          | 女   | 合計  | 男          | 女   | 合計  |
| 1  | 北海道                 | 1          | 9   | 10  | 2          | 11  | 13  |
| 2  | 青森県                 | 1          | 9   | 10  | 0          | 9   | 9   |
| 3  | 秋田県                 | 0          | 8   | 8   | 0          | 5   | 5   |
| 4  | 岩手県                 | 0          | 35  | 35  | 1          | 35  | 36  |
| 5  | 山形県                 | 0          | 16  | 16  | 0          | 10  | 10  |
| 6  | 福島県                 | 8          | 21  | 29  | 6          | 18  | 24  |
| 7  | 栃木県                 | 4          | 44  | 48  | 8          | 78  | 86  |
| 8  | 群馬県                 | 4          | 28  | 32  | 2          | 22  | 24  |
| 9  | 埼玉県                 | 0          | 0   | 0   | 0          | 11  | 11  |
| 10 | 長野県                 | 4          | 42  | 46  | 7          | 45  | 52  |
| 11 | 静岡県                 | 2          | 19  | 21  | 6          | 23  | 29  |
| 12 | 奈良県                 | 2          | 9   | 11  | 1          | 2   | 3   |
| 13 | 兵庫県                 | 4          | 49  | 53  | 5          | 30  | 35  |
| 14 | 鳥取県                 | 0          | 15  | 15  | 0          | 31  | 31  |
| 15 | 岡山県                 | 6          | 14  | 20  | 0          | 2   | 2   |
| 16 | 香川県                 | 2          | 21  | 23  | 3          | 21  | 24  |
| 17 | 徳島県                 | 0          | 0   | 0   | 0          | 4   | 4   |
| 18 | 福岡県                 | 0          | 7   | 7   | 0          | 4   | 4   |
| 19 | 宮崎県                 | 0          | 8   | 8   | 3          | 8   | 11  |
| 20 | 熊本県                 | 1          | 6   | 7   | 1          | 4   | 5   |
| 21 | 鹿児島県                | 0          | 11  | 11  | 4          | 11  | 15  |
| 22 | U-COM               | 0          | 0   | 0   | 3          | 3   | 6   |
|    | 合計                  | 39         | 371 | 410 | 52         | 367 | 419 |

## 健やか親子21推進協議会総会資料

## 日本育療学会紹介

日本育療学会理事長 西牧 謙吾

本学会は、病気や障害のある子どもが、現在及び将来にわたって充実した生活が営むことができるようにするために、教育、医療、福祉、家族及び本会の目的に賛同する関係者が一体となって、子どもの健全育成を図るための研究・研修を推進し、その成果を普及することを目的に、平成6年5月に加藤安雄氏（横浜国立大学名誉教授・元文部省初等中等教育局特殊教育課病弱教育担当教科調査官）、伊戸川眞則氏（元埼玉県立寄居養護学校校長・元全国病弱虚弱教育研究連盟理事長）他2人が発起人となり設立されました。

創立当時は、病気のため病院等に入院しているいわゆる病気療養児の教育について、児童生徒の病気の種類の変化、医学や医療技術の進歩に伴う治療法の変化等により、入院期間の短期化や入院を繰り返す等の傾向に対応した病弱教育の改善が求められており、文部省も平成5年6月より「病気療養児の教育に関する調査研究協力者会議」を発足させ、病気療養児の教育の改善充実方策についての検討を行っていました。総会直後の平成6年12月には、文部省初等中等教育局長通知「病気療養児の教育について」が発出され、時を同じくして平成7年度から本学会事業が本格的に開始されました。

本学会の活動は、上記の目的を達成するために、

- (1) 研究会・研修会の実施：子どもの健全育成を図るために、教育、医療、福祉、家族等の立場から研究会・研修会を定期的に計画し、実施すること、
- (2) 学会誌及び図書等の刊行：日本育療学会誌「育療」を定期的に刊行すること、
- (3) 関連団体・機関との連携：子どもを支援するために教育、医療、福祉、家族等の関係団体や機関との連携を重視した活動を行うこと、
- (4) 教育、医療、看護、福祉等に関する調査研究・知識の普及：子どもの教育・社会福祉・看護・保健等に関する調査研究を行い、その成果の普及に努めること、を事業として行っております。

平成18年度より、日本学術会議協力学術研究団体として日本学術会議に認可を受け、我が国における病弱教育、療育に関する唯一の学術団体として活動を行っているところです。会員数は現在、約300人で、ここ数年の間、着実に会員数も増加しております。全病連関係の多くの諸先生方にも会員となっていただいております。今後も病気の子どもの教育の発展について医療・福祉関係者、保護者等と共に邁進したいと考えております。

毎年、機関誌育療を年3回、学術集会を年1回開催している他、学会の研究活動の活性化を目指して全国各地域において、小規模研修会を開催しています。病気の子どもの教育、医療、福祉、労働に関する各地域での課題をテーマに、学会員が中心となって企画、運営するものです。

本学会の大きな特徴として、学会会員限定の情報交換の場となるSNS (Social Networking Service) を設置しており、日々全国から情報発信、意見交換が活発に行われており、日常的な学会活動の活性化が図られております。日本育療学会のホームページでは、学術集会、小規模研修会等に関する情報発信を積極的に行っています。

特別支援教育への政策転換が行われる中、我が国では病気による長期欠席者が4万人以上存在し、病気の子どもの教育の保障が未だ十分ではありません。その一方で特別支援学校（病弱）は児童生徒数の減少で閉校される県が出ています。

健やか親子21 課題別取り組みの目標、3. 小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備

3-21 院内学級・遊戯室を持つ小児病棟の割合、3-22 慢性疾患児等の在宅医療の支援体制が整備されている市町村の割合の通知目標達成に向けて、本学会としても、特別支援教育の視点から貢献できればと考えています。どうぞ、よろしく申し上げます。

※日本育療学会のホームページ

URL <http://nihonikuryo.jp/>

## 社団法人全国訪問看護事業協会の概要

平成23年2月25日

### 「目的」

社団法人全国訪問看護事業協会は、訪問看護事業の健全な発展を図り、国民の保健福祉の向上に寄与することを目的として、平成7年7月に設立されました。

### 「主な事業内容」

- ①訪問看護事業の運営、サービスの質の確保向上等に関する調査研究及び相談指導
- ②訪問看護事業に関する研修会、講演会等の開催
- ③訪問看護事業大会の開催
- ④訪問看護事業に関する情報提供及び機関誌その他印刷物の刊行
- ⑤内外の関連団体との連携及び交流
- ⑥訪問看護事業に従事する者の福利厚生に関する事業
- ⑦その他本協会の目的を達成するために必要な事業

### 「正会員」

- ・訪問看護事業者及び訪問看護ステーションの管理者

### 「会員事業者数」 (平成23年2月23日現在)

- ・訪問看護事業者 2,482事業者
- ・会員訪問看護ステーション 3,690カ所

\*平成22年4月1日現在の全国の訪問看護ステーション数(休止を含む)  
5,962カ所

### 「協会での小児に対する取組方針」

「訪問看護10カ年戦略」(平成21年3月制定)で訪問看護ステーションの機能を強化・拡充する一環として、利用者ニーズの多様化に対応するため、専門性の高いケアに関するコンサルテーションを受ける仕組みをつくるために小児の訪問看護の推進を図ることとしている。

### 「協会での小児関係研修会」

- ・小児訪問看護研修会 平成23年11月12日(土) 毎年実施  
～小児を支える訪問看護の実際～  
弛緩と病態生理・特徴の理解、小児看護の基本的理解、訪問看護ステーションにおける小児訪問看護の実際

### 「所管官庁」

厚生労働省老健局老人保健課

# 健やか親子21推進協議会

## 第1課題

### 第1課題幹事団体

日本児童青年精神医学会(代表幹事)

全国養護教諭連絡協議会

(社団)日本家族計画協会

日本思春期学会

日本助産学会

(社団)日本泌尿器科学会

| 番号 | 課題1 思春期の保健対策の強化と健康教育の推進            |
|----|------------------------------------|
| 1  | 十代の自殺の予防                           |
| 2  | 十代の人工妊娠中絶の予防                       |
| 3  | 十代の性感染症罹患の予防                       |
| 4  | 15歳の女性の思春期やせ症(神経性食欲不振症)の発生予防と治療の促進 |
| 5  | 児童・生徒における肥満の予防                     |
| 6  | 薬物乱用の有害性について若者への知識の普及・啓発           |
| 7  | 十代の喫煙の防止                           |
| 8  | 十代の飲酒の防止                           |
| 9  | 避妊法に対する若者の知識・技術の普及・啓発              |
| 10 | 性感染症に対する若者の知識の普及・啓発                |
| 11 | 学校保健委員会の開催の推進と活性化                  |
| 12 | 外部機関と連携した薬物乱用防止教育等の推進              |
| 13 | スクール・カウンセラーの配置と相談機能の強化             |
| 14 | 思春期外来(精神保健福祉センターの窓口を含む)・病棟等の整備     |
| 15 | 地方公共団体や学校等と連携した思春期保健対策の推進          |
| 16 | 地方公共団体やNPO、関係機関等と連携した食育の推進         |
| 68 | 子どもの朝食摂取に対する取組の推進(平成22年4月から)       |

## 第1課題幹事会活動

第1回;5/14(金) 前年度会計報告、平成22年度予定策定

第2回;7/21日(水)「助産師による思春期の健診・相談活動」

慈恵医大看護学科 茅島江子

第3回;9月22日(水)「児童精神科領域における睡眠問題について」

独立行政法人国立国際医療研究センター国府台病院  
岩垂喜貴

第4回;11月24日(水)「WEBを活用した園児総合支援システムの構築と活用」

筑波大拓大学院人間総合科学研究科  
渡辺多恵子

第5回;1月26日(水)「今、求められる性感染症予防教育」

東邦大学医学部看護学科家族生殖看護学研究室 齋藤益子



## 助産師による思春期の健診・相談活動 —スウェーデンのユースクリニックの紹介—

- ユースクリニックとは、思春期の若者(主に15歳～20歳前後)を対象に無料でサービスを提供する公的な施設
- 若者が性に関する知識を得ることができ、具体的な対処法やアドバイスを入手できる。

健やか親子212010.7.21茅島江子

## 児童精神科受診児童における睡眠評価 発達障害児を中心として

独立行政法人国立国際医療研究センター国府台病院

児童精神科 岩垂 喜貴



第5回健やか親子幹事会

子どもたちを性感染症から守るために  
**今、求められる性感染症予防  
教育**

東邦大学医学部看護学科  
齋藤 益子

平成23. 1. 26(水)  
慈恵医科大学

### 今後の計画

- 今年度は幹事団体の担当者による4演題の講演を幹事会で行い相互理解を図った。
- 次年度以降、前記の第1課題に含まれる諸課題に関連ある演題の講演とその後の議論を内容とする、市民啓発を目的とした研修会ないしシンポジウムを企画し、年1回を目途として開催したい。
- その際、最大の課題は開催場所の選定と開催費用の調達であり、次年度はまず開催可能性について検討することから始めたい。

平成23年2月16日

## 健やか親子21推進協議会 課題2 全体会

第2課題幹事会団体：日本産科婦人科学会，日本産婦人科医会，日本母乳の会，  
日本周産期・新生児医学会，日本助産師会

報告者：岡本喜代子 （社）日本助産師会専務理事

## はじめに

我が国の母子保健は、世界最高水準にあるが、思春期問題、子ども虐待等の親子の心の問題、小児救急医療等の課題も生じ、4つの課題、すなわち①妊娠・出産の安全性の確保、②妊娠・出産の快適性の確保、③母乳哺育の推進、④不妊への支援が明確化された。これらの4つの課題を解決していくために、平成13年度から22年度までの10年計画で「健やか親子21」の国民運動が開始された。早その期間は経過したが、本課題は継続して取り組む必要があり、平成26年度まで4年間延長された。日本産科婦人科学会，日本産婦人科医会，日本母乳の会，日本助産師会が課題2の幹事会として、年2～3回会議を開催してきた。

平成22年度より、さらに内容の充実のために、日本周産期・新生児医学会が幹事会に参加することになった。

幹事会の世話人は、平成13年7月～平成22年11月までの長きにわたり、日本母乳の会が担当し、平成22年11月から日本助産師会が世話人となった。

平成13年度から平成22年11月までの9年間に、課題2の幹事会を30回開催した。主に論じてきたテーマは、①妊娠・出産の安全性の確保、②妊娠・出産の快適性の確保、③母乳哺育の推進、④不妊への支援の4課題であった。

この間、厚生労働科学研究として、平成16年から18年までは、「妊娠・出産の快適性確保のための諸問題の研究」（主任研究者：橋本武夫）を実施した。また、平成20年度は、子ども未来財団の児童関連サービス調査研究の助成を受け、厚生労働省の『授乳・離乳の支援ガイド』公表後の「妊娠・出産の快適性確保に関する調査研究」（主任研究者：吉永宗義）として、「母乳育児支援の評価」に関する研究を4幹事団体で実施した。平成21・22年度は、研究としての取り組みは実施していない。

今回は、平成21・22年度の2年間に、課題2の幹事会で論議された事項を中心に、報告する。この間3回の幹事会が開催された。その概要は、表1のとおりである。

また、この2年間は、昨今の産科医療を取り巻く、厳しい出産環境の激変から、最優先は、①妊娠・出産の安全性の確保が重要課題であり、新生児蘇生法の研修の普及等への取り組み状況が各団体から報告され、審議された。

したがって、この2年間は、妊娠・出産の安全性の確保の課題を最優先した。

1. 平成 21・22 年度「健やか親子 21」推進協議会・課題 2 幹事会開催状況

平成 21・22 年度の幹事会の開催状況は表 1 のとおりである。

表 1 課題 2 幹事会 開催状況

| 回      | 日時                                   | 議事内容   | 場所            |
|--------|--------------------------------------|--|---------------|
| 第 28 回 | 平成 22 年 1 月 21 日<br>(木) 18:00~20:30  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生労働省挨拶</li> <li>○今年度各団体活動報告</li> <li>○健やか親子 21 の検討会・厚労省研究班のメンバーの日本産婦人科医会、日本助産師会から</li> <li>○今後の幹事会の会議について</li> <li>○3 月 1 日の総会の報告について</li> <li>○来年度の方向性</li> </ul>  | 日本助産師会<br>会議室 |
| 第 29 回 | 平成 22 年 6 月 4 日<br>(木) 18:00~20:00   | <ul style="list-style-type: none"> <li>○新幹事団体紹介・挨拶、厚労省挨拶</li> <li>○今年度活動について (各団体から)</li> <li>○今後の幹事会の会議について <ul style="list-style-type: none"> <li>・4 年間で目標とすること</li> <li>・実施したい研究課題 (早期皮膚接触の実態調査)</li> <li>・新しい世話人の選出 (日本助産師会)</li> </ul> </li> <li>○厚労省より <ul style="list-style-type: none"> <li>・合同幹事会の開催について (年度内 1 回くらい)</li> <li>・協議会の表彰について</li> </ul> </li> </ul>                                   | 日本助産師会<br>会議室 |
| 第 30 回 | 平成 22 年 11 月 11 日<br>(木) 18:00~20:00 | <ul style="list-style-type: none"> <li>○課題 2 で取り組む課題について <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的課題：新生児に関する事項</li> <li>・女性の健康キャンペーン</li> <li>・短期的課題：NCPR の推進</li> </ul> </li> <li>○課題 2 の全体会について：2 月 16 日 (水) に開催</li> <li>○中間評価で 1 か月の母乳率を 60%にすると指標が出ているのでそのための方策</li> <li>○他の課題との合同会議について <ul style="list-style-type: none"> <li>・課題 1 との交流について (11 月 24 日の平成 22 年度第 4 回幹事会に参加)</li> </ul> </li> </ul> | 日本助産師会<br>会議室 |

## 2. 課題2で平成21・22年度に論議し、各団体で取り組んだ事項

### 1) NCPRの普及

新生児救急で重要なNCPR（新生児蘇生法）を分娩を取り扱う医療者に修得してもらう必要がある。特に、診療所の産婦人科医師、開業助産師等の助産師への普及が急務である。そこで、職能団体の日本産婦人科医会、日本助産師会は、重要課題として取り組んでいる。

日本産婦人科医会では、日本周産期・新生児医学会の協力を得て、平成20年度より平成21・22年度とインストラクター育成に主眼を置き、約500名のインストラクターが養成され、そのインストラクターが各県の医師に指導し、普及に努めている。

日本助産師会では、新生児蘇生法を含む救急対応強化のための研修会を平成15年度より年1回、定員30名で開始した。NCPRの認定が開始した平成19年度より2回、平成21年度より3回と回数を増加し、約250名が研修を修了し、約150名がBコースを修了している。また、各県支部においても、開催しているため、約400名が新生児蘇生法の研修を修了している。今後とも、その充実に努めたいと考えている。

助産師の基礎教育においても、NCPRの認定制度が導入されるよう全国助産師教育協議会等に働きかけることの重要性が論議された。

その施設のNCPR認定者の割合が病院機能評価の指標になってもいいのではという意見もあった。

### 2) 産科医療補償制度について

平成21年度より本制度が開始され、それに伴い加入率の増加に向けて意見交換を行った。原因分析の開始に伴い、助産録等記録（分娩監視装置のモニターの記録も含む）の重要性について啓発し、各団体で取り組むこととした。

### 3) 出産・育児一時金直接払い制度についての取組

平成22年度から開始した出産・育児一時金直接払い制度について、その制度のより円滑な運営のためにその支援に努めたが、診療所・助産所の一部から約2ヵ月遅れの入金の問題が起り、平成23年度から立て替え払い制度との併用が可能になるようになった。

### 4) HTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス-1)の母子感染対策について

平成23年度の国の母子保健対策関係予算にも、計上されているHTLV-1(ヒトT細胞白血病ウイルス-1)の母子感染対策として、検査の推奨および保健指導体制の充実の重要性について確認し、関連の関係団体において努力することになった。

### 5) 母乳育児・産後の母子

#### の心のケアの重要性について

産後うつ、子ども虐待問題等産後の母親の精神的な支援の重要性について話し合った。特に、健全な母子関係の構築上、母乳育児推進、出産直後のカンガルーケアの重要性が論議され、カン

ガルーケアについては、分娩室の安全性の観点からもカンガルーケアの安全性の問題も包含した上で、取り組む必要がある。今後、早期皮膚接触の実態調査も課題である。

また、母乳育児推進のためには、①「授乳・離乳の支援ガイド」の出産施設における3つの項目、早期授乳、母子同室、赤ちゃんのサインにあわせた授乳を浸透させる。

②BFH施設および母乳育児を成功させるための10カ条を遵守する施設の増加が重要であるという意見があった。

さらに、現在実施されている妊婦健診の公費負担だけでなく、褥婦への支援のための公費負担も必要である。今後、要望していく必要があるという意見があった。

## 6) 今後の課題

### (1) 短期的課題

分娩時の安全性強化のために、分娩を扱う全医療者へのNCPRの普及が必要である。

### (2) 長期的課題

子どもの心身の健全な育成のために、新生児の取扱いや子育てをどう考えていくのか、長期的で広範囲の視点からそのビジョンを考えていく必要がある。我が国においても、子ども虐待等予防への対応に力を注ぎ、そのための、長期間フォローしているアメリカのACofAのコホート調査のような国家的規模の調査も必要になってきているのではないかと。

## 7) 他の課題との連携・交流

今後の課題の解決のためには、課題2に対する取組だけで解決するものではなく、他の課題との連携・交流が重要である。他の課題の幹事会にも、可能な限り参加することになった。

## 8) その他

産科医師、小児科医師、助産師共マンパワー不足であり、増員の努力と産科領域では、産科医師と助産師の役割分担、協働の推進や周産期医療ネットワークの推進も重要課題であり、それぞれの領域で、長期的に取り組む必要がある。

## 健やか親子21【課題3】 ～平成22年度活動報告～

平成23年2月25日(金)  
健やか親子21推進協議会  
課題3幹事団体

### 1. 健やか親子21推進協議会 課題3のテーマ

小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備  
(小児や周産期、妊娠期に関する22の項目あり)

### 2. 課題3の参加団体(幹事団体は8団体)

- ・(NPO)難病のこども支援全国ネットワーク
- ・(社)日本看護協会
- ・(社)日本小児科医会
- ・(社)日本小児科学会
- ・日本小児看護学会
- ・(財)母子衛生研究会
- ・日本小児総合医療施設協議会
- ・全国保健所長会

(順不同)

### 3.平成22年度の活動

#### 今年度の活動方針

- ・各団体との情報交換  
(健やか親子21に関連する取り組みの情報共有)
- ・拡大会議の開催  
(第2回目の幹事会を拡大会議として位置づけ、各団体との情報交換の中から、具体的な取り組みの報告を行う)



- ◆幹事会 2回開催(H22年6月、H23年3月(予定))  
各団体との情報交換等
- ◆**健やか親子21 課題3拡大会議(H22年12月16日)**  
～子どもを取り巻く環境は、今～



#### 平成22年度健やか親子21課題3拡大会議 ～子どもを取り巻く環境は、今～

##### ①目的

お産や子育て支援の体制整備や子どもの虐待、思春期の健康問題に対応するため、多くの機関・団体が協力し、様々な運動に取り組んでいる。そこで、「小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備」を取り組みテーマとする「健やか親子21推進協議会 課題3幹事団体」では、本運動の推進に向けて、情報交換や課題の共有を行うための拡大会議を開催した。

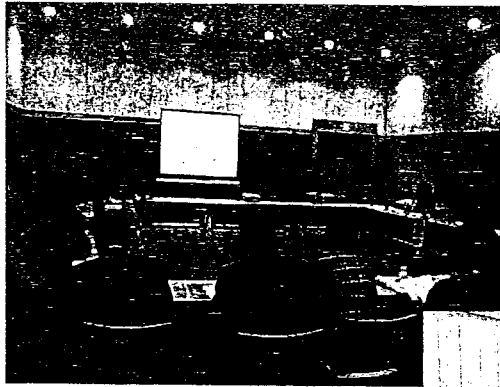
②日時:平成22年12月16日(木)15:30～17:30 JNAホール

③参加者:参加者数34名

幹事団体のほかに、持田ヘルスケア株式会社、日本母乳の会、日本助産師会、カネソン本舗柳瀬ワイチ株式会社、週刊保健衛生ニュースなどから参加あり

(順不同)





【12/16】  
拡大会議の様子

#### ④プログラム

- 1)開会のあいさつ 日本看護協会 井伊久美子
- 2)ご挨拶  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局 母子保健課 課長泉陽子
- 3)話題提供①「子どもの権利条約について」  
日本小児総合医療施設協議会 城宏輔
- 4)話題提供②「妊娠・出産・子育てに関するWebアンケートについて」  
(財)母子衛生研究会 神谷克也  
持田ヘルスケア株式会社 圓山美保子
- 5)話題提供③「小児救急医療電話相談事業(#8000)について」  
(社)日本看護協会 白石裕子
- 6)話題提供④「傷害注意速報(injury alert)について」  
(社)日本小児科学会 関口進一郎
- 7)意見交換・フリーディスカッション

④内容 話題提供の中や意見交換での、主な意見は以下の通り。

- ・「子供の権利条約」に、小児医療からだけでなく、生まれた時からという概念を入れていただきたい。
- ・胎児・新生児には人権がない。子供の権利を考えると、医療の対象となり人間として扱われるときから、人権について考える必要があるのでは。
- ・Webアンケートの結果は、報告書としてまとめ、今後、マスメディアに対しリリースとして出していく予定。
- ・#8000については、「母親をどのように育てていくか」に取り組まなくては、需要は増す一方。また、開設時間が短いことも問題では。
- ・乳幼児に危険な玩具について、具体的に予防対策などが動くようになったのは、ここ数年の出来事。
- ・小児科医の不足について、具体的な対策が進んでいるのだろうか。→転入してきた方や、初産の方のかかりつけ小児科医というものはなかなか定着しない。そのためシステムを作成したが、なかなか機能していない状況。
- ・慢性疾患の在宅医療の支援体制の整備に対して活動しており、特別支援看護学校の看護師のためのガイドラインを作成した。

## 課題4「子どもの心の安らかな 発達の促進と育児不安の軽減」

幹事団体代表 衛藤 隆(日本小児保健協会・会長)  
代理発表 原 光彦(同 学校保健委員会委員)

2011/2/25

第10回健やか親子21推進協議会総会

## 第4課題「子どもの心の安らかな発達の 促進と育児不安の軽減」幹事団体

- 児童虐待防止協会
- 全国児童相談所長会
- 全国保健センター連合会
- 全国保健師長会
- 日本小児保健協会

(順不同)

2011/2/25

第10回健やか親子21推進協議会総会

## 課題の三本柱

- ①心の安らかな発達
- ②育児不安の軽減
- ③虐待防止

2011/2/25

第10回健やか親子21推進協議会総会

### 1. 心の安らかな発達

- 子どもの心の安らかな発達を促し、その環境形成を支援するための活動
  - 参加団体による日常的な様々な取り組み
    - 調査研究、親子のふれあい、家庭訪問他
  - 一般向け活動: 広報、出版、知識の普及、グループワーク、相談・個別支援等
  - 組織内研修
  - 職種毎の研修

2011/2/25

第10回健やか親子21推進協議会総会

## 2. 育児不安の軽減～親支援

- 出産後の母親への支援
  - 助産師による産後サポート
  - 母乳哺育の支援：母親に自信を持たせる、母親の力を引き出すような支援、1ヵ月母乳率の向上
- 保育カウンセラー
  - 幼稚園その他の場所で保護者からの子育て相談に応じたり、あるいは保育者とミーティングを開いて保育上の悩みを検討
- 育児不安・ストレス
  - 「なくす」→「受け止め、周囲が支援する」

2011/2/25

第10回健やか親子21推進協議会総会

## 3. 虐待防止

- 被虐待児対策と予防活動
  - 調査研究、研修会、マニュアル作成・改訂、周産期・新生児施設での退院後未受診者対策、他
- 早期発見・早期対応
  - 親権者不同意の一時保護調査(虐待の反復が問題)
  - 子ども家庭支援センターの役割
  - 要保護連絡協議会：要支援のケース、ネットワーク
  - 歯・口の状態は虐待の発見の糸口

2011/2/25

第10回健やか親子21推進協議会総会

## 健やか親子21推進協議会 第4課題の経験から

- 情報共有と討論の積み重ね
  - 年1回ではあるが、交流の機会は貴重
- 様々な母子保健・福祉・医療の現場での虐待防止への気づきを推進し、研修等を通じ力をつける。
- 「リスクの段階からの介入」、「育児する親の自信、自尊心」が話題となった。
- 各機関の連携を推進することが引き続き大切。

2011/2/25

第10回健やか親子21推進協議会総会

### 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

## 子どもの生活習慣づくり支援事業について

早寝早起きや朝ごはんを食べるといった基本的な生活習慣の乱れは、子どもたちの学習意欲、体力、気力にも大きな影響を及ぼす。

毎日朝食をとる子どもほど、学力調査の平均正答率が高い傾向

家庭における食事、睡眠などの乱れを個々の家庭や子どもの問題として見過ごすことなく、社会全体の問題として企業や地域が一丸となり、子どもの健やかな成長を期して、基本的な生活習慣を育成し、生活リズムの向上を図るための取組を推進していくことが必要である。

#### 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進(平成18年度～)

◎就寝が11時以降の児童が16.4%、特に0時以降就寝の児童は3.0%

| 年度   | 0時以降 | 11時～10時 | 10時～11時 | 11時～0時 | 0時以降 |
|------|------|---------|---------|--------|------|
| 20年度 | 40.2 | 15.0    | 3.5     |        |      |
| 21年度 | 39.8 | 13.8    | 3.2     |        |      |
| 22年度 | 40   | 13.4    | 3.0     |        |      |

16.4%

文部科学省「平成21年度 全国学力・学習状況調査」より(小学校6年生)

◎朝食摂取や早起きは改善の傾向

食べないことがある...11%

86%

毎日食べる  
89%

19年度

7時以降に起きる...23%

25%

7時まで起きる  
77%

19年度

22年度

今後は特に睡眠(就寝)時間を中心に家庭や企業などへさらなる理解を求めていく必要

### 「早寝早起き朝ごはん」国民運動の全国展開

～子どもたちの基本的な生活習慣の確立のための機運の醸成～

#### 「早寝早起き朝ごはん」全国協議会

団体・企業等、幅広い分野で構成する「早寝早起き朝ごはん」全国協議会を設立し、地域全体で家庭の教育力を支える社会的機運の醸成を図る

設立:平成18年4月24日  
会員数:236企業・団体・個人(平成23年1月現在)

「早寝早起き朝ごはん」に関する情報発信  
保護者や子どもに対する普及啓発  
教員等への情報提供

など

#### 文部科学省

平成18年度より、子どもたちの望ましい基本的な生活習慣を育成するため、全国的な普及啓発活動や先進的な実践活動などを推進するなど、子どもの基本的な生活習慣の定着を図る

事業検討・分析評価委員会の設置  
関係府省及び官民連携による取組の推進  
地域における研究成果の普及啓発

など

子どもたちの健やかな成長のための基本的な生活習慣の確立

# 子どもの生活習慣づくり支援事業

(前年度予算額 99百万円)  
23年度予算額 50百万円

**背景** 子どもたちが健やかに成長していくためには、適切な運動、調和のとれた食事、十分な休養・睡眠など、規則正しい生活習慣が大切である。近年、子どもたちの生活習慣の乱れが学習意欲、体力、気力の低下の要因の一つとして指摘。

## 【課題】

子どもは、家庭や社会の影響を受けやすく、夜型化等による就寝時間の遅れが依然として課題。

・父親と子どもの接する時間の短さ  
・夕食を家族でとる頻度の低さ

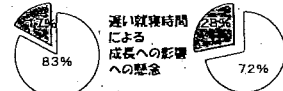
家庭や学校、地域にとどまらず、働く親や企業等、社会全体の問題として理解や取組を促進する必要性  
社会と生活の調和のとれた社会の実現、働く親や企業との連携成果取組の促進が必要

## 【23年度に必要な施策】

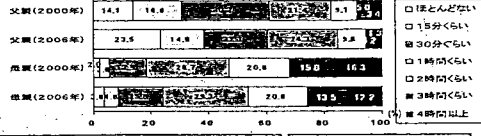
課題等の分析に基づき、関係官民の連携による、働く親や企業向けの効果的な取組方法・啓発手段の検討

○就寝時間(H21年度調べ)

平日23時以降に就寝する児童(小6)は17% 平日0時以降に就寝する生徒(中3)は28%



○父母が平日に子どもと接する時間 約60%の父親が「30分くらい」以内



## 全国的な普及啓発の実施

### ①事業検討・分析評価委員会の設置

○家庭や企業の認知度や課題についての分析、課題を抱える地域における取組の実施等を踏まえ、効果的な取組方法・啓発手法等について検討。また、併せてこれまでの成果についての検証調査を実施。

企業や働く親層に向けたハンドブック等を作成

### ②関係府省及び官民連携による取組の推進

○府省や地域、団体、企業等との共同企画による取組や啓発資料作成等を実施。  
○課題を抱える地域における取組や企業の先進的取組の事例等を活用した合同検討会等を開催。

企業や地域の取組を促進し「早寝早起き朝ごはん」国民運動の推進

企業とのタイアップが

リーダークラブとファーストフードの連携した国民運動のトレマホ 全国展開

### ③地域における研究成果の普及啓発

○子どもの生活習慣や学力、体力の水準等に課題を抱える地域等において、大学や企業、行政、学校、商工会、民間団体等との協働により、これまでの学校・家庭・地域の取組手法に加え、企業CSRや社内における理解等を促進するための研究発表会を実施。

働く親や企業との連携による、効果的な取組の促進  
生活習慣の乱れを改善し、子どもたちの健康な生活習慣づくりを支援

# 「早寝早起き朝ごはん」全国協議会による国民運動の推進

## 平成23年度実施予定事業

### ●「早寝早起き朝ごはん」キャラバン隊(予定)

全国の学校等、地域の行事やイベント等を活用し、子どもの基本的な生活習慣の重要性について、保護者や子どもに対して普及啓発活動を展開。



### ●「早ね早おき朝ごはんコミュニティサイト」の運営

「早寝早起き朝ごはん」国民運動に関する情報の他、各種啓発用ツールの提供  
(やなせたかし氏 啓発紙芝居、フォーラムでの配付資料等)



### ●指導者用資料の配布

教員や地域の指導者等が学校や地域で普及啓発ができるよう、科学的根拠を踏まえながら早寝早起き朝ごはんの重要性を理解していただくため、指導者用資料「早寝早起き朝ごはんガイド」を配布。

～その他、各種イベントへの出展等の実施を予定しています～



## 健やか親子21

国立成育医療研究センターの取り組み

国立成育医療研究センター

奥山 真紀子

## 思春期の保健対策の強化と 健康教育の推進

- ④ 思春期医学の発展に向けての努力
  - 現在、医師が海外で思春期医学を研修中
  - 児童・思春期の自殺研究(こころの診療部)
- ④ 神経性食欲不振症への診療・研究
  - 総合診療部、こころの診療部
- ④ 肥満への診療・研究
  - 内分泌科
  - ⇒母子コホート等での研究推進

## 妊娠・出産に関する安全性と 快適さの確保と不妊への支援

- ④ 妊婦死亡率低下へ
  - 合併症出産への積極的診療
- ④ 妊娠・出産に満足
  - LDR導入など積極的取り組み
- ④ 産後うつ の発生率低下へ
  - 妊娠中期間診票での対応
- ④ 不妊・不育への対応
  - 特別の外来で積極的に対応
- ④ 産科医師の教育

## 小児保健医療水準を維持向上させるための 環境整備

- ④ 周産期死亡・低出生体重・新生児死亡の低下
  - 産科入院病床の増床、MFICUの設置(工事中)
- ④ 幼児死亡
  - 日本で数少ないPICUでの診療
- ④ 不慮の事故の防止
  - 事故防止プログラム(家庭内事故で来院した親に対して)
  - 病院における事故防止・蘇生の啓発イベント(看護部)
  - 事故情報の収集(消費者庁の事業に参加)
- ④ 救急医療体制整備への取り組み
- ④ 小児科医師の教育

## 子どもの心の安らかな発達の促進と 育児不安の軽減

### 虐待対応

先駆的に開院時より院内システム(SCANチーム)を構築して、見逃さない対応を行い、地域との連携を図ってきた

SCAN対応事例に関するデータベースを構築して検討している

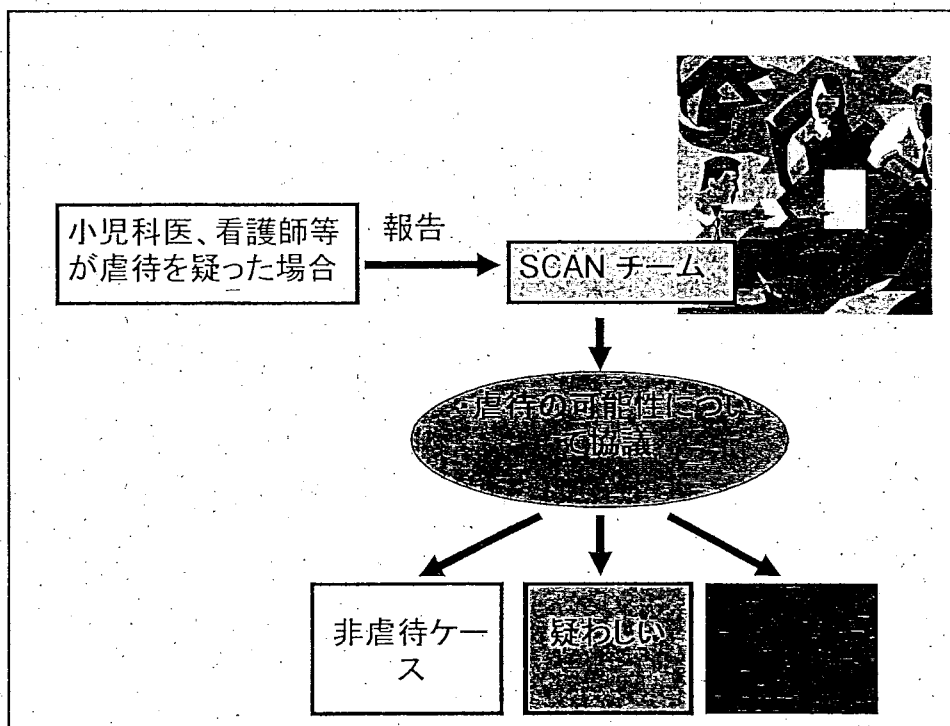
### 虐待予防

試行的に2007年より妊娠中期間診票を用いて、妊婦さんの不安・うつ傾向をスクリーニングし、不安・うつ傾向の高い妊婦さんに面接して支援を行ってきた⇒現在、その効果等に関して研究中

虐待対応院内システム(SCANチーム)

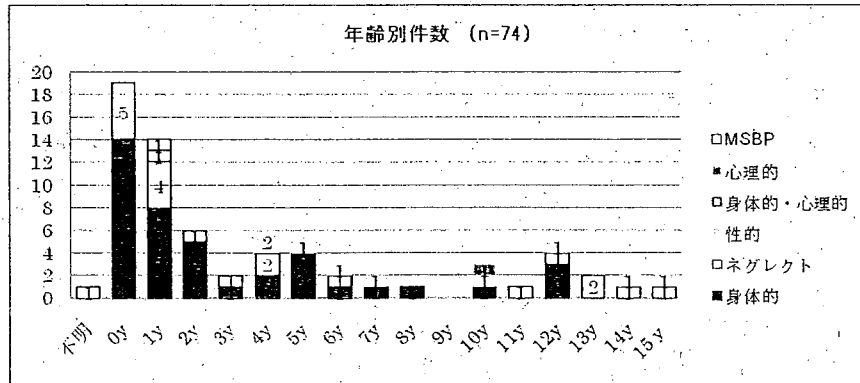
## 国立成育医療センターにおける SCANチーム

- ④ 様々な専門家で構成される虐待対策チーム(SCANチーム)
  - ④ 総合診療部
  - ④ こころの診療部
  - ④ 放射線科
  - ④ 眼科
  - ④ 産婦人科
  - ④ 看護師
  - ④ 医療ソーシャルワーカー
- ④ 医師や看護師が診察時等に虐待を疑った場合、SCANチームに報告し、SCANチームとして虐待の可能性について医学的所見、社会心理学的状況に関する情報に基づき協議し、その後の対応を行う

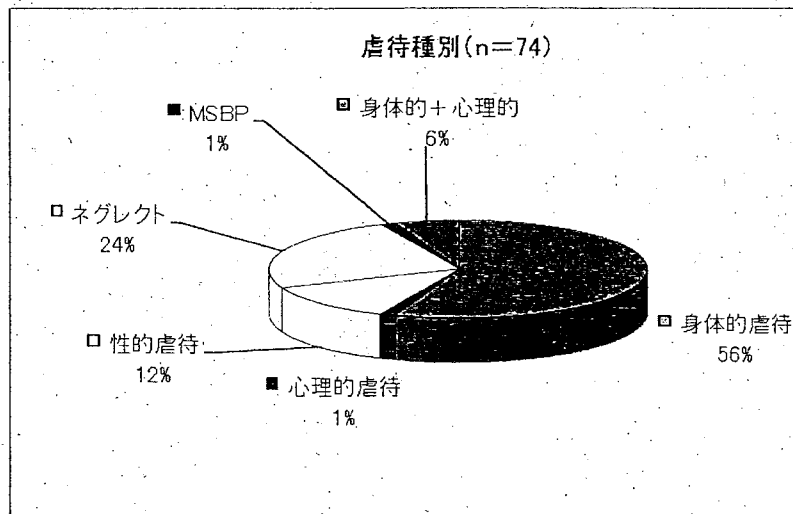




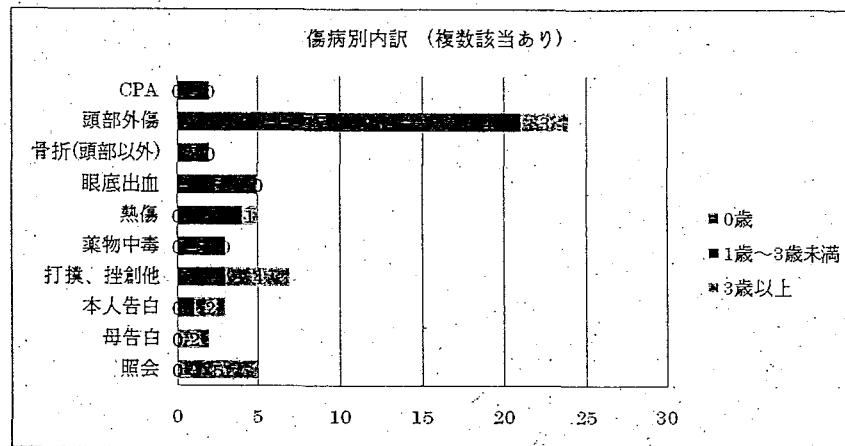
## 年齢分布(平成21年度)



## 虐待種別(平成21年度)



## 身体的虐待の傷病別内訳

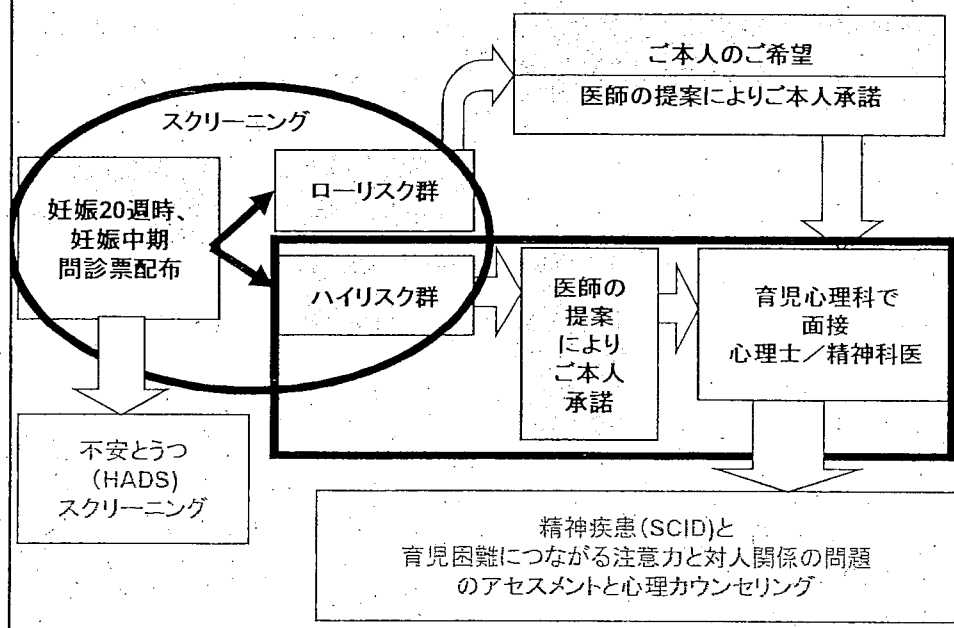


## 虐待対応システム

- ☞ 虐待の見逃しが少なくなっていた
- ☞ 虐待による頭部外傷を診断するのに必要な検査の実施率が向上
- ☞ MSBP等特殊な虐待対応は第三者としての対応システムがないと困難
- ☞ 臓器提供施設には虐待対応システムが必要とされた
- ☞ 虐待対応システム運営マニュアルを作成

## 胎児期からの小児虐待防止対策

### 妊娠期のスクリーニング業務の流れ





## 面接内容

### ④精神疾患(SCID)

④ 一日の大半を憂うつに感じたり、落ち込んだりすることが毎日のように続いた時期がありますか？

④ 過去6ヶ月間に、特に神経質または不安になったことは？

### ④注意力の問題(ASRS)

④ 注意を持続できない、物事を順序だてるのが難しい、おしゃべりしすぎる、何かをせずにはいられないなど

### ④対人関係の問題(PARS)

④ 同じ質問をしつこくする、言われたことを場面に応じて理解できない、要求のあるときだけ人とかかわる、人の気持ちや意図がわからないなど

## 妊娠期のメンタルヘルスと産後の育児困難に関する研究～プロトコル

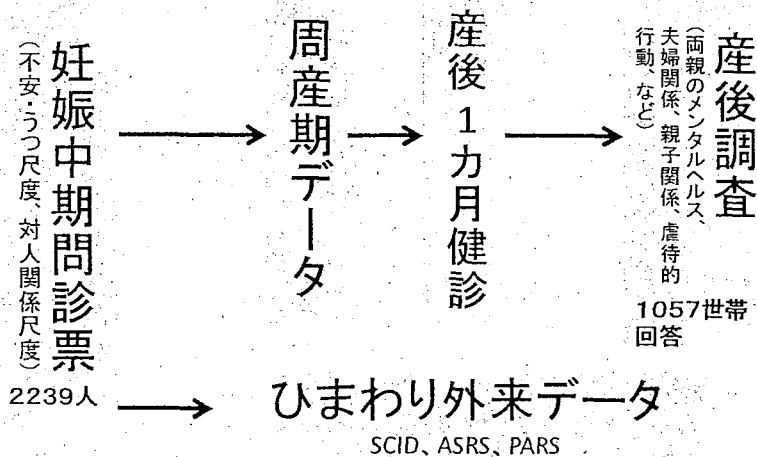
2007年7月から2009年10月  
(妊娠20～30週頃)

周産期

産後1ヶ月

平成21年11月配布

(産後1ヶ月～2年)



## 妊娠中の不安・うつと母子関係

- 妊娠中期不安・うつ高得点群
    - ⇒育児困難感が高い
    - ⇒ボンディング尺度が低い
    - ⇒虐待行動が多い
- (t検定で1%水準で有意)

## 妊娠中の不安・うつと、産後の不安・うつの関連

- スクリーニングでハイリスクに該当する人は、
  - 妊娠中35.3%
  - 産後47.7%に増加
- 産後でハイリスク群のうち、46.6%は妊娠中ローリスク
- 妊娠中ハイリスクのうち、72.1%は、産後ハイリスクに移行

⇒これらのことから、

- ①妊娠中にスクリーニングで不安・うつに関してハイリスク群であった妊婦さんは母親になっても不安・うつのハイリスクの可能性が高い
- ②ただし、妊娠中のスクリーニングで不安・うつのリスクが高くない群でも母親になって不安・うつの得点が高値になる群があり、その方々のピックアップと支援開始が必要(1カ月健診?)

## 最後に

国立成育医療研究センターは親子の心身の健康に関して、直接の診療のみならず、研究に基づくモデル提示や方向性の提言も行っております。

今後とも皆様のご協力をお願いいたします。

## 国立保健医療科学院

「保健医療事業、生活衛生、社会福祉事業に関する自治体職員の養成および訓練、並びにこれらに関する調査研究をおこなう機関」

健やか親子21に関する主な研究及び研修等の実施状況：

### 生涯保健部

- 1.胎児期から乳幼児期を通じた発育・食生活支援プログラムの開発と応用に関する研究
- 2.低出生体重予防政策による短期的・長期的医療費削減効果に関する研究
- 3.乳幼児身体発育調査の円滑な施行に関する研究
- 4.ペアレントトレーニング地域啓発による児童虐待及び発達障害の予防に関する研究

研修事業：公衆栄養研修

### 公衆衛生看護部

- 1.次世代育成支援政策における産後育児支援体制の評価に関する研究  
(1)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)の評価指標の検討・開発  
(2)産後早期家庭訪問指導に関する研修の実施とその評価  
(3)産後ケアセンター利用者の追跡調査および施設の評価

- 2.母子健康手帳の作成と活用に関する調査研究

母子健康手帳に関する母親のニーズ調査—フォーカスグループインタビューからみる母親の改訂への意見—

研修事業：児童虐待対策防止研修

### 疫学部

- 1.青少年の喫煙、睡眠障害、メンタルヘルスに関する実態調査
- 2.未成年者の性感染症と避妊法の知識に関する実態調査
- 3.若年者の性感染症に関するサーベイランス調査

### 生活環境部

- 1.児童の受動喫煙の実態—尿中コチニンの ELIZA 法による測定
- 2.放射線と妊娠に関するリスクコミュニケーションのサイトを運営

### 建築衛生部

- 1.障害のある子どもの成育・子育てモデルの検討と住環境整備の介入のあり方

## 健やか親子21推進協議会規約

## (目的)

第1条 健やか親子21推進協議会(以下「協議会」という。)は、関係機関・団体が、健やか親子21検討会報告書(以下「健やか親子21」という。)に基づき実施する母子保健に関する主要課題についての取組の効果的な調整・推進を図ることを目的とする。

## (会員)

第2条 協議会は、健やか親子21の趣旨に賛同し、母子保健に関する主要課題の解決に向けた自主的な取組を実施しようとする関係機関・団体等で組織する。協議会発足以降、新たに参加を希望する関係機関・団体等については、会長の承認を得るものとする。

## (会員資格の喪失)

第2条の2 1 会員資格は、次の場合なくなるものとする。  
 一 関係機関・団体等から申し出があった場合  
 二 協議会の関係機関・団体等として不適切な活動があった場合  
 三 正当な理由がなく関係機関・団体等の活動を行わない場合  
 2 前項の二及び三により、会員資格がなくなる場合においては、第5条に定める総会によって決する。

## (組織)

第3条 1 協議会に、全構成員で組織する総会及び役員で組織し、協議会の運営の企画・調整を行う幹事会を置く。  
 2 必要に応じて幹事会に、専門部会を置くことができる。

## (役員)

第4条 1 協議会に、役員として会長、副会長及び幹事を置く。  
 2 会長は、総会において選任する。  
 3 副会長は及び幹事は、会長が指名する。  
 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。  
 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。  
 6 役員任期は5年とする。ただし、再選を妨げない。

## (総会)

第5条 1 総会は、会長が召集する。  
 2 総会は、過半数の出席により成立する。  
 3 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

## (事務局)

第6条 協議会の事務局は、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課に置く。

## (補則)

第7条 本規約に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則 本規約は、平成13年 4月20日から施行する。

附則 本規約は、平成14年12月25日から施行する。

## 健やか親子21推進協議会加盟承認等に関する規約

### (目的)

第1条 この規約は、健やか親子21推進協議会規約第2条により、健やか親子21推進協議会（以下「協議会」という。）に新たに参加を希望する関係機関・団体等について、会長が承認を与える際の基準、手続き等を定めるものとする。

### (承認基準)

第2条 協議会の参加を承認するには、次の各号に該当する関係機関・団体等でなければならないこと。

- 一 健やか親子21検討会報告書の趣旨に賛同し、母子保健に関する主要課題の解決に向けた自主的な取組を実施しようとする関係機関・団体等であること。
- 二 特定の個人、機関、団体等の利益を目的として活動する関係機関・団体等でないこと。
- 三 限られた地域だけの活動を行う関係機関・団体でないこと。
- 四 ~~少なくとも2010-14年までの~~「健やか親子21」の推進期間中において、安定して関係機関・団体等の活動がなされる見込みがある関係機関・団体等であること。

### (承認申請)

第3条 協議会の参加を希望する関係機関・団体等は、別紙1による申請を協議会事務局を経由して会長に提出するものとする。

### (会員資格の喪失)

第4条 協議会からの脱会を希望する関係機関・団体等は、別紙2による脱会の申請を協議会事務局を経由して会長に提出するものとする。

### (決定)

第5条 会長が第3条及び第4条の決定を行った場合、事務局は申請のあった関係機関・団体等にその旨を通知するものとする。

### (総会への報告)

第6条 前条の決定については、その決定の日以降に開催される総会において報告するものとする。

付則 本規約は、平成14年12月25日から施行する。

付則 本規約は、平成22年12月31日から施行する。

## 第9回「健やか親子21」推進協議会総会 議事要旨

1. 日時 2010年3月1日(木)

2. 場所 厚生労働省 講堂

3. 出席者

(健やか親子21推進協議会)

伊藤会長、柳澤副会長

(NPO)SIDS 家族の会、(社福)恩賜財団母子愛育会、(財)家庭保健生活指導センター

(社団)日本子ども健康科学会(子どもの心・体と環境を考える会)

(NPO)児童虐待防止協会、(財)性の健康医学財団、全国児童相談所長会

(社)全国社会福祉協議会、全国助産師教育協議会、(社団)全国保健センター連合会

全国情緒障害児短期治療施設協議会、全国保健師長会、全国養護教諭連絡協議会

(NPO)難病のこども支援全国ネットワーク、(社団)日本家族計画協会

(社団)日本栄養士会、(財)日本学校保健会、(社団)日本歯科医師会

(社団)日本看護協会、日本思春期学会、日本児童青年精神医学会

(社団)日本小児科学会、(社団)日本小児科医会、日本小児看護学会

(特社)日本小児保健協会、日本助産学会、(社団)日本助産師会、日本性感染症学会

日本赤十字社、日本タッチケア研究会、日本保育園保健協議会

(財)日本母子衛生助成会、日本母性衛生学会、(社団)日本産婦人科医会

日本母乳の会、(社団)日本薬剤師会、(社団)日本理学療法士協会

(財)母子衛生研究会、(社団)母子保健推進会議、(中)日本小児歯科学会

日本小児総合医療施設協議会、(中)日本周産期・新生児医学会、日本学校保健学会

日本小児神経学会、日本糖尿病・妊娠学会、日本母乳哺育学会(一社)

(社団)日本女医会、(社団)日本泌尿器科学会、日本臨床心理士会

全国母子保健推進員連絡協議会、(財)児童健全育成推進財団、すくすく子育て研究会

(財)こども未来財団、健康日本21推進フォーラム、日本SIDS学会

(財)母子健康協会、FOUR WINDS 乳幼児精神保健学会、日本未熟児新生児学会

(財)児童育成協会、全国乳児福祉協議会、全国児童養護施設協議会

(関係機関)

加藤国立保健医療科学院部長、稲垣国立精神・神経センター部長

文部科学省 米本生涯学習政策局政策課家庭教育支援室長補佐

(厚生労働省)

伊岐雇用均等・児童家庭局長、田河総務課長 他

(事務局)

母子保健課

#### 4. 議事要旨

##### (1) 健やか親子 21 推進協議会の活動報告

- 各課題の代表幹事より、平成 21 年度の活動報告が行われた。
  - ・ 課題 1「思春期の保健対策の強化と健康教育の推進」では、今年度開催された幹事会開催状況（勉強会を 5 回開催）と内容（子どもの自殺（うつ病）、女子の月経教育、性感染症、医療外の支援（ドゥーラ効果））についての報告がなされた。
  - ・ 課題 2「妊娠・出産に関する安全性と快適さの確保と不妊への支援」では、幹事会を 1 回開催し、妊娠（医療機関や医療従事者の連携、妊婦や行政との関わりなど）や不妊（医療費や多胎の問題など）の課題について検討したことを報告。今後、幹事会へ新たに 1 団体の参加を要請したいとのこと。
  - ・ 課題 3「小児保健医療水準を維持・向上させるための環境整備」では、幹事会の開催状況（会議とシンポジウムで計 3 回開催）と内容（子どもの権利、シンポジウムなど）について報告がなされた。シンポジウムは、院内学級・在宅支援対策をテーマとして開催し、好評であったが、将来的な意義や予算確保に課題があるとのこと。
  - ・ 課題 4「子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減」では、幹事会を 1 回開催し、課題の 3 本柱（心の安らかな発達、育児不安の軽減、虐待の防止）について協議した内容（母親のメンタルヘルスや親支援の必要性、関係機関との連携の必要性など）の報告がなされた。
- 関連の行政機関から、「健やか親子」21 に関連した取組の紹介が行われた。
  - ・ 文部科学省男女共同参画学習課家庭教育支援室からは、家庭教育支援、特に「早寝早起き朝ごはん」運動の取組について紹介がなされた。
  - ・ 国立保健医療科学院からは、設置目的、組織、主な研究（胎児と妊産婦の栄養、低出生体重児、揺さぶられ症候群、乳幼児身体発育調査、ペアレントトレーニング、ペアレンティングプログラム、産後育児支援体制の評価、母子健康手帳）と研修（公衆栄養、虐待防止）について、紹介がなされた。
  - ・ 国立精神・神経センター精神保健研究所からは、自殺予防総合対策センターで取り組んでいる事業（若年者の自殺に対する緊急メッセージの配信、要因分析や対策についての調査研究に着手）、発達障害に関する研修事業（指導者向け研修の開催）の紹介がなされた。
- 4 課題の報告、関連機関からの情報提供についての意見、参加団体からの情報提供が行われ、「健やか親子 21」で検討や取り組むべき課題として、以下のような提案があった。
  - ・ チーム医療の推進（院内助産システム、助産師外来など）
  - ・ 「産科危機的出血への対応ガイドライン」の普及
  - ・ すべての出産に新生児蘇生の講習を受けた人が立ち会えるよう取組を推進
  - ・ 確実な避妊法を採用できる環境を整える（児童虐待防止の観点からも）
  - ・ 看護師、女性医師についても、安心して継続して働ける体制作りが必要（女性本来の生殖時期に子どもを産んで仕事をするということが実現できないのではないかと、との問題意識）

##### (2) 「健やか親子 21」第 2 回中間評価と今後の推進方策について

- 母子保健課から、「健やか親子 21」第 2 回中間評価報告書案について報告があり、内容の確認が行われた。

##### (3) その他

- ・ 事務局より、連絡事項（行動計画の提出依頼など）が行われた。



## 「健やか親子21」第2回中間評価報告書（平成22年3月）抜粋

### IV 今後の取組について

#### 3 今後の推進方策について

##### 4) 協議会の取組の方向性

- 協議会の参加団体は、それぞれの団体の使命そのものが母子保健の向上に資するものとなっていることが多く、また、幹事会を中心に、団体間の情報交換や、連携してシンポジウムを開催する等の成果を上げている。一方で、協議会の設立から9年という年月が経過し、事業実績のうち連携事業において第1回中間評価時の実績を下回る取組があり、やや活動が停滞している可能性がある。
- 4つの課題ごとに、健やか親子21の今後5年間の重点取組や指標の達成状況を踏まえ、重点目標を定め、取組の方向性を明確にすることが必要である。また、4つの課題はライフサイクルを通じて循環しており、4課題を通じて取り組むことにより、効果が期待できる内容があると考えられることから、例えば、課題毎に組織している幹事会を協働で開催することも必要である。
- 健やか親子21に積極的に取り組んだ団体に対して、褒賞制度を創設する等、参加団体の取組を活性化する方策を検討することも必要である。
- 健やか親子21の関連の取組への参加意識を高めるため、推進協議会の参加団体が健やか親子21シンボルマークを使用する際の基準を変更（参考参照）し、その使用を促進し、参加団体の活動が健やか親子21に関連する取組であることを明確にする。

### 健やか親子21 推進協議会の取組の方向性について

#### 健やか親子21 推進協議会幹事会での意見概要（平成22年度開催分）

今後の推進方策に関し、幹事会の意見は主に、下記の通り。

- 協働の幹事会開催について
  - ・試行してみて、実施できることがあるか検討してみてはどうか。
  - ・妊娠、出産を健やかに迎えるため、思春期の課題と妊娠期の課題で連携が必要。
  - ・目的意識を持って集まらなければ意味がないのではないか。
  - ・虐待の問題は、妊娠期から子育て期の保護者支援や子どもの成長に合わせたそれぞれの時期の支援があり、連携が必要。
- 褒賞制度創設について
  - ・母子保健に資する活動をしている団体の集まりであるため、褒賞の有無に関わらず、活動を活性化するために、更に連携を図っていきたい。
  - ・それぞれの団体の使命を果たしていく活動の一環であり、制度創設の必要性は乏しいのではないか。
  - ・どのような賞で、どのような基準で選出されるかを考えると、課題があるのではないか。

今年度開催された課題1～4全ての幹事会において、褒賞制度の有無に関わらず、活動を継続していくとの合意が得られた。また、第1課題と第2課題においては、合同の幹事会を開催し、今後の連携の在り方について、引き続き検討していくこととなった。

## 健やか親子21シンボルマーク使用規程

平成 22 年 4 月 30 日  
健やか親子21推進協議会  
厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課

### 1. 使用の趣旨

健やか親子21の普及啓発に資するために使用するものとする。

### 2. 使用の範囲

(1) 厚生労働省が健やか親子21に関する普及啓発のため作成する以下のもの

- ア ポスター
- イ パンフレット
- ウ シール
- エ 健やか親子21ホームページ
- オ その他普及啓発のためのもの

(2) 地方公共団体及び健やか親子21推進協議会参加団体が健やか親子21に関わる普及啓発に活用するもの

(3) 上記(2)以外の団体であって、健やか親子21の趣旨を踏まえた活動をしているものが、その普及啓発に活用するもの

### 3. 使用期限

健やか親子21の計画期間とする。

### 4. 使用基準

(1) 地方公共団体及び健やか親子21推進協議会参加団体等が行う「健やか親子21」に関する普及啓発に活用しようとするもので、次の条件をすべて満たす場合に使用することができるものとする。

- ① 健やか親子21の普及啓発に資するものであること。
- ② 子育てに関する環境整備に資するものであること。
- ③ 広く一般を対象とした事業であること。
- ④ 営利を目的としないこと。
- ⑤ 特定の企業、商品の宣伝等に使用されるものではないこと。

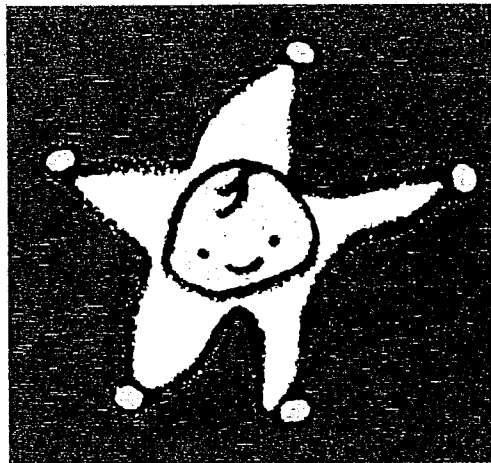
(2) 「2. 使用の範囲(3)」に該当する団体が健やか親子21シンボルマークを使用する際には、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課に対し申請しなければならない。申請時に団体の活動内容、組織についての詳細を併せて提出するものとし、厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課において使用の許可について審査、判断するものとする。

(3) シンボルマークを使用する際、カラーで使用する場合は、色は変えないこと。ただし、カラーが不適当な場合は、モノクロの使用も可能とする。

また、原則として「健やか親子21」公式ホームページアドレス <http://rhino.med.yamanashi.ac.jp/sukoyaka/> を掲載すること。

### 5. その他

この規程は平成22年4月30日から施行する。



## 健やか親子21

「健やか親子21」は、2001～2014年の母子保健の国民運動です。

「健やか親子21」については、以下の公式ホームページをご参照下さい。

<http://rhino.med.yamanashi.ac.jp/sukoyaka/index.html>